

【農林漁業の再建資金が必要】

支援策の名称	42 天災融資制度																																																																																																	
支援の種類	融資																																																																																																	
支援の内容	●天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図ります。 ●天災融資制度の内容は次のとおりです。 【天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法】 <table><tr><th colspan="2" rowspan="3">区分</th><th rowspan="3">融資限度額</th><th colspan="2">①又は②のうちどちらか低い金額</th></tr><tr><th rowspan="2">①損失額 の%</th><th colspan="2">②万円</th></tr><tr><th>個人</th><th>法人</th></tr><tr><td rowspan="2">農業者</td><td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td><td>55</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般農業者</td><td>45</td><td>200</td><td>2,000</td></tr><tr><td colspan="2">林業者</td><td>45</td><td>200</td><td>2,000</td></tr><tr><td rowspan="4">漁業</td><td>漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>漁船建造・取得資金</td><td>80</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>水産動植物養殖資金</td><td>50</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般漁業者</td><td>50</td><td>200</td><td>2,000</td></tr></table> ●被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の日災資金より貸付条件が緩和されます。 【激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律】 <table><tr><th colspan="2" rowspan="3">区分</th><th rowspan="3">融資限度額</th><th colspan="2">①又は②のうちどちらか低い金額</th></tr><tr><th rowspan="2">①損失額 の%</th><th colspan="2">②万円</th></tr><tr><th>個人</th><th>法人</th></tr><tr><td rowspan="2">農業者</td><td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td><td>80</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般農業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,000</td></tr><tr><td colspan="2">林業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,000</td></tr><tr><td rowspan="4">漁業</td><td>漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>漁船建造・取得資金</td><td>80</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>水産動植物養殖資金</td><td>60</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般漁業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,500</td></tr></table> ●貸付利率、償還期限は次のとおりです。 <table><tr><th>資格者</th><th>貸付利率</th><th>償還期</th></tr><tr><td>(ア)被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者</td><td>6.5%以内</td><td>3年、4年、5年以内</td></tr><tr><td>(ア)被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者</td><td>5.5%以内</td><td>5年、6年以内</td></tr><tr><td>(イ)特別被害農林漁業者</td><td>3.0%以内</td><td>6年以内</td></tr></table>				区分		融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額		①損失額 の%	②万円		個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500	一般農業者	45	200	2,000	林業者		45	200	2,000	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	500	2,500	水産動植物養殖資金	50	500	2,500	一般漁業者	50	200	2,000	区分		融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額		①損失額 の%	②万円		個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500	一般農業者	60	250	2,000	林業者		60	250	2,000	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	600	2,500	水産動植物養殖資金	60	600	2,500	一般漁業者	60	250	2,500	資格者	貸付利率	償還期	(ア)被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内	(ア)被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内	(イ)特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内
	区分		融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額																																																																																														
				①損失額 の%				②万円																																																																																										
					個人	法人																																																																																												
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500																																																																																													
		一般農業者	45	200	2,000																																																																																													
	林業者		45	200	2,000																																																																																													
	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																																																																													
		漁船建造・取得資金	80	500	2,500																																																																																													
		水産動植物養殖資金	50	500	2,500																																																																																													
一般漁業者		50	200	2,000																																																																																														
区分		融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額																																																																																															
			①損失額 の%	②万円																																																																																														
				個人	法人																																																																																													
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500																																																																																														
	一般農業者	60	250	2,000																																																																																														
林業者		60	250	2,000																																																																																														
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																																																																														
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500																																																																																														
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500																																																																																														
	一般漁業者	60	250	2,500																																																																																														
資格者	貸付利率	償還期																																																																																																
(ア)被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内																																																																																																
(ア)被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内																																																																																																
(イ)特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内																																																																																																

【農林漁業の再建資金が必要】

活用できる方	●次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた方が対象です。	
	(ア)被害農林漁業者	(イ)特別被害農林漁業者
	1 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上	左のうち損失額 50%以上
	2 樹体の損失額が30%以上	
	1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上 2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上
お問 合 せ 先	1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上 2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上
	産業部農林課 024-577-3173	